

家族が就職したら 届け出をしましょう！

子供や妻などの家族が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者認定条件をはずれた場合などは、事業所（健康保険担当部署）経由で健康保険組合に届け出をしてください。



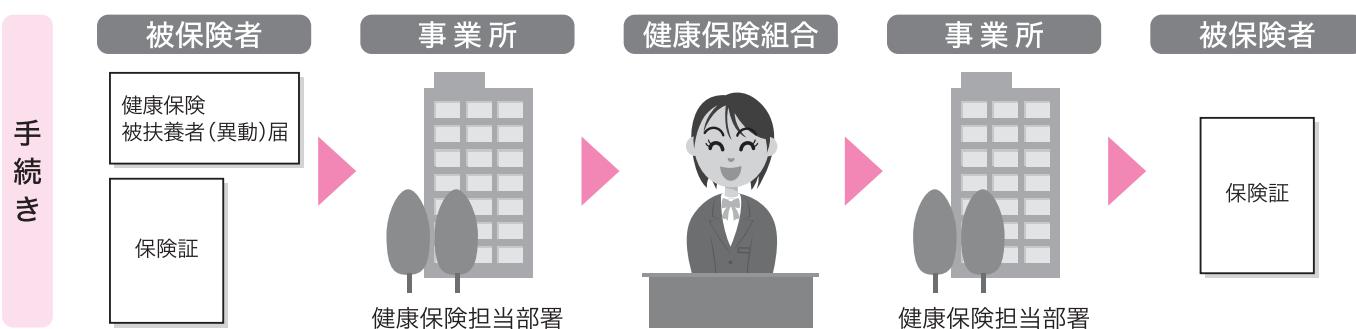
お願い

被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは…

5日以内に事業所経由で健康保険組合まで「被扶養者(異動)届」を提出してください。

* 詳しくは、健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずれるとき」をご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yokogawakenpo.or.jp>



新入社員の皆さんへ — 保険証をもらったら —

事業所に採用されて被保険者となると、「健康保険被保険者証」(保険証)が交付されます。

これは健康保険の被保険者および被扶養者であることを示す身分証明書です。

保険証は被保険者や被扶養者が病気やけが等で、医療機関を受診するときに窓口に提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができる大切なものです。

紛失しないよう大切に管理してください。

交付されたら・・・

① 氏名、生年月日、続柄など、記載事項に誤りがないか確認してください。

記載事項を勝手に書き替えることはできません。裏面の注意事項もよく読んでおきましょう

② 住所欄は空白になっています。各自で現住所を必ず記入してください。

